

民有林の無断伐採に係る都道府県調査結果（令和5年）について

林野庁は、民有林の無断伐採に係る都道府県調査結果（令和5年）を取りまとめましたので、お知らせします。

1. 概要

林野庁では、森林所有者に無断で立木の伐採が行われ、市町村又は都道府県に情報提供や相談等があった事案について、平成30年から毎年、都道府県を通じて調査を行っています。今回は、令和5年1月から12月までに情報提供や相談等があった事案について調査結果を取りまとめました。

2. 調査結果

調査の結果は次のとおりです。

令和5年に情報提供や相談等があった件数

	伐採業者や伐採仲介業者等が故意に伐採した疑いがあるもの		境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
	木材の利用や販売を目的	左記以外（注2参照）			
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	4	8	45	15	72
うち警察への相談件数	2	3	8	6	19

（参考）令和4年に情報提供や相談等があった件数

	伐採業者や伐採仲介業者等が故意に伐採した疑いがあるもの		境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
	木材の利用や販売を目的	左記以外（注2参照）			
市町村や都道府県に情報や相談等があった件数	2	13	46	13	74
うち警察への相談件数	1	4	12	7	24

注1：上記の事案の分類は、森林所有者等への効果的な注意喚起を目的として、現時点で把握している情報を基にあえて行ったものであり、故意か否か等を確定するものではありません。

注2：故意に伐採した疑いのあるもののうち、「左記以外」のものとは、資材置場の作設など開発等を目的とするものです。

注3：（参考）令和4年に情報提供や相談等があった件数は、今回の調査により新たに判明した案

件（2件）を追加しており、昨年公表した調査結果と異なります。

< 添付資料 >

民有林の無断伐採に係る市町村等への相談等の件数（令和5年_地域別集計表）(PDF：139KB)

3. 無断伐採の未然防止に向けた対策

林野庁では、地方自治体や警察等に対し、連携した伐採現場のパトロールの実施を要請しているほか、衛星画像を活用して伐採状況を把握するプログラムの普及や、森林の権利関係を確認できる書類の添付義務化等の伐採造林届出制度の運用の見直しなど、無断伐採の未然防止に向けた対策について関係機関と連携しつつ取り組んでいます。

対策に関する情報は、林野庁ホームページ「森林窃盗、無断伐採事案の未然防止」に掲載しています。

URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/shinrinsettou.mudanbassai_bousi.html

【お問合せ先】

森林整備部計画課

担当者：森林計画指導班 英賀、藤代

代表：03-3502-8111（内線6144）

ダイヤルイン：03-6744-2300

民有林の無断伐採に係る市町村等への相談等の件数(令和5年_地域別集計表)

ブロック	都道府県	相談先	伐採業者や伐採仲介業者等が故意に伐採した疑いがあるもの		境界の不明確又は当事者の認識違いにより無断で伐採されたもの	その他状況が不明なもの	計
			木材の利用や販売を目的	左記以外(注2参照)			
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	市町村、都道府県への相談等件数	2	1	10	2	15
		うち警察への相談件数	1			1	2
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、	市町村、都道府県への相談等件数	1	1	8	4	14
		うち警察への相談件数		1	3	1	5
中部	富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	市町村、都道府県への相談等件数		4	5	2	11
		うち警察への相談件数		2	1	1	4
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、	市町村、都道府県への相談等件数	1	1	4	2	8
		うち警察への相談件数	1		3		4
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	市町村、都道府県への相談等件数			6	1	7
		うち警察への相談件数					
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	市町村、都道府県への相談等件数		1	11	4	16
		うち警察への相談件数			1	3	4
計		市町村、都道府県への相談等件数	4	8	45	15	72
		うち警察への相談件数	2	3	8	6	19

注1: 森林所有者に無断で伐採が行われ、令和5年1月から12月までの間に市町村や都道府県に情報や相談等があった事案

注2: 左記(木材の利用や販売を目的)以外のものとは、資材置場の作設など開発等を目的とするもの